

(別 紙)

奨学金金利の急騰に伴う利子補給及び負担軽減を求める意見書（案）

今日、我が国の高等教育における学費負担は世界でも極めて高い水準にあり、大学生の約半数が何らかの奨学金を利用している。我が国の次代を担う学生にとって、奨学金は教育機会を確保するための不可欠な社会基盤となっている。

現在、日本学生支援機構（JASSO）の奨学金には、給付型、無利子貸与型（第一種）、有利子貸与型（第二種）の三区分別があるが、学力や家計基準が緩やかな有利子奨学金の利用者は、2024 年度で約 62 万人と最も多い。

この第二種奨学金は、卒業後の返済が若者の将来に重い負担となつてのしかかり、結婚や出産、住宅購入などの人生選択を阻害する要因にもなる。さらにいま、日銀の金融政策見直しに伴う金利上昇で、有利子奨学金の返還負担が、個人の努力ではあらがえないレベルで急増している。返還期間中の金利が変わらない「利率固定方式」では、2022 年 3 月には約 0.4% であった利率が、2025 年 3 月には約 1.6%、直近の 2026 年 4 月には約 2.7% へと跳ね上がっている。奨学金の利率は、貸与終了時（卒業時）の数値が適用されるため、2026 年 3 月に卒業した学生は、わずか 4 年前の卒業生と比較して約 6 倍もの利率を課されることになる。平均借入額 336 万円を例にとれば、2022 年 3 月時点の利率（約 0.4%）では返還総額は約 349 万円であるが、2026 年 4 月時点の利率（約 2.7%）を適用すると約 427 万円に達する。

かねてより、物価高騰のもとでの金利上昇による利子負担の増大で、返済困難に陥るリスクが高まっていたが、卒業年次が 4 年異なるだけで、返還総額に約 78 万円もの格差が生じるという不条理な事態を看過することはできない。

教育は個人の自己実現のためのみならず、次代を担う人材を育成し、我が国の持続的な発展を支える「未来への投資」である。経済的理由により学びを断念することや、学びの結果としての債務が若者の活力を奪うことは、社会全体の損失にほかならない。

よって、国においては、教育の機会均等と若者の将来設計を保障するため、下記の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

記

1 卒業年次による返還格差の是正

経済状況や卒業時期という本人の責任によらない要因で生じる大幅な返還額の差を解消するため、利子の上限引下げや過去の低金利水準を基準とした調整措置を講じること。

2 「給付型」及び「無利子貸与型」のさらなる対象拡大

金利変動リスクを学生が負う構造そのものを是正するため、有利子奨学金に頼らざるを得ない層を減らし、給付型及び無利子奨学金の所得制限・学力基準を大幅に緩和すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 9 月 日
高 松 市 議 会

衆	議	院	議	長	}	宛	
参	議	院	議	長			
内	閣	総	理	大			臣
文	部	科	学	大			臣